

新婚さんの新しいスタートを応援します！

新婚世帯向け家賃補助制度 のご案内

住んで
イーナ
カサイ



オンライン申請フォームのQRコードはこちら

令和5年度より**所得制限を撤廃**しています

令和6年4月1日改正

加西市

加西市新婚世帯向け家賃補助制度

制度の目的

新婚世帯の加西市内への定住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯等に対して家賃の一部を補助します。

補助金の受給要件（全ての項目に当てはまる新婚世帯が対象です）

- 平成 25 年 4 月 1 日以降に住宅賃貸契約を締結し、加西市内の民間賃貸住宅に現に居住し、かつ、加西市の住民基本台帳に記載されている方。
※対象となる民間賃貸住宅、対象とならない賃貸住宅は以下のとおり。
 - 【対象となる民間賃貸住宅】
 - 新婚世帯の世帯主と住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した自己の居住用に供する住宅
 - 【対象とならない民間賃貸住宅】
 - 市営・県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - 借上公共賃貸住宅
 - 申請者の 3 親等以内の親族が所有している住宅及び賃貸住宅
- 婚姻届出日より 3 年以内の申請で、夫婦の満年齢の合計が 80 歳以下の新婚夫婦世帯であること。（再婚又は加西市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づくパートナーシップの届出をした者も対象になります）
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 市税、家賃等を滞納していないこと。
- 過去にこの制度による補助を受けていないこと。

補助対象となる家賃

民間賃貸住宅の月額賃料(共益費、駐車場使用料等住宅の賃貸料と認められないものを除く)から住宅手当を差し引いた金額（以下、「実質家賃負担額」とよびます）

補助金の月額

補助金の月額は 12,000 円を限度とします。ただし、実質家賃負担額が補助金額以下の場合には実質家賃負担額となります。

補助金交付期間および交付時期と方法

- 交付期間 認定の日の属する月から補助金交付事由が消滅した日の属する月の前月までとし、最長 36 ヶ月です。
- 交付時期 < 4～9 月分 > ⇒ 10 月に請求書を提出。11 月に交付します。
< 10～3 月分 > ⇒ 4 月に請求書を提出。5 月に交付します。
- 交付方法 口座振込みです。

申込から補助金の振込みまでの流れ



① 申請書類の提出 オンライン申請となります。

申請ページのQRコードはこちら→

※下記の提出書類を画像データやPDF等にして、併せて送信していただく必要があります。

※オンライン申請が困難な場合は、窓口でも申請を受付いたしますので、受給資格認定申請書（様式第1号）と口座振替申出書（様式第2号）に、下記の提出書類を添えて、市役所4階ふるさと振興課に提出してください。

提出書類（チェックをして確認しましょう）

- 加西市新婚世帯向け家賃補助金住宅手当支給証明書（様式第2-2号）
- 住宅賃貸借契約書の写し
- 戸籍謄本又はパートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カードの写し（※）
- 新婚夫婦及び同居者の住民票（※）
- 新婚夫婦及び同居者の納税証明書（または完納証明書）（※）

※ 個人情報等の取得に同意いただける場合は、上記※の書類が不要になる場合があります。ただし、戸籍謄本については本籍地が、納税証明書については前住所が、加西市以外の場合はそれぞれの市町村で書類を取得し、提出する必要があります。

- ② 受給資格を審査して、認定の可否を決定します。
- ③ 家賃補助受給資格認定通知を送付します。

（次からは認定された方の手続きとなります）

- ④ 家賃補助金の請求は、毎年10月と4月の年2回です。（窓口でも申請可）

提出書類

- 加西市新婚世帯向け家賃補助金請求書（様式第4号）
- 家賃領収書の写し

- ⑤ 家賃補助金を口座振込いたします。振込は11月、5月の年2回です。
- ⑥ 次年度も継続する方は毎年7月末日までに、認定継続の書類を提出してください。（窓口でも申請可）

提出書類

- 加西市新婚世帯向け家賃補助継続受給資格認定申請書（様式第1-2号）
- 新婚夫婦及び同居者の住民票（※）
- 新婚夫婦及び同居者の納税証明書（または完納証明書）（※）

注）個人情報等の取得に同意いただける場合は、上記※の書類が不要になります。

資格の喪失

以下の場合、速やかに資格喪失届（様式第5号）を提出してください。

- 市内の民間賃貸住宅に居住しなくなったとき。
- 新婚夫婦の合計年齢が81歳以上になったとき。
- 夫婦が離婚したとき。
- 夫婦の双方又は一方が死亡したとき。（一方が死亡した場合において、同居している子がある場合を除く。）

※資格喪失が発生した場合、喪失が発生した月の前月分までが支給対象となります。

補助の取消し及び返還

- 虚偽、その他不正な手段により、当該補助の交付又は交付決定を受けたとき。
- 当該補助を目的外に使用したとき
- 要綱に違反したとき。

申請内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は資格変更届（様式第6号）と、変更内容を証明する書類（住民票等）を提出してください。

その他

この補助金は所得税法上の雑所得になるため、税の申告が必要な場合があります。

窓口で申請される場合

申請書は市役所4階ふるさと振興課の窓口で配布しています。

申請書に必要な書類を添えて、月～金曜日の8:30～17:15（祝祭日は除く）に、ふるさと振興課の窓口へご持参いただくか、郵送願います。

なお、書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

内容についてご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご相談ください。

<お問い合わせ先>

加西市産業部ふるさと振興課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8764 FAX：0790-43-1802

E-mail：furushin@city.kasai.lg.jp